

宮城大学大学院食産業学研究科履修規程

平成21年4月1日

規程第36号

(趣旨)

第1条 宮城大学大学院学則（平成28年宮城大学規則第6号。以下「大学院学則」という。）第31条第2項の規定に基づき、食産業学研究科の授業科目の履修の履修方法、成績の評価及び単位の認定に関し、必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 食産業学研究科の授業科目、当該科目の配当年次、単位数及び必修・選択の別は別表のとおりとする。

2 大学院学則第29条第2項に定める授業の方法により実施する授業科目については、別に定める。

(指導教員)

第3条 食産業学研究科の学生（以下「学生」という。）の研究及び論文学生の履修などへの適切な助言及び研究指導を行うために指導教員を置く。

2 指導教員は、専門分野を担当する専任の教員をもって充てる。

3 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情が生じた場合に限り、食産業学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て変更を認めることがある。

(履修登録)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目について、指導教員の指導のもとに、前期及び後期の所定の期日までに、履修登録を行わなければならない。

(履修登録の制限)

第5条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

一 在学年次より上級年次に配当されている授業科目

二 既に単位を修得した授業科目

2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。

3 教育環境等により、履修登録の人員を制限することがある。

(試験)

第6条 大学院学則第33条第2項に定める試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、集中講義や指定日開講の授業については随時試験を行うことができる。

3 前2項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、又は課題レポートにより行う。

4 次のいずれかに該当する学生は、第1項の試験を受験することができない。

一 履修登録をしていない学生

二 筆記試験，口述試験，実技試験の開始時刻に20分を超えて遅参した学生

(成績評価等)

第7条 学生の期末の成績は，あらかじめシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価するものとする。

2 学修到達度の評価は，試験若しくはシラバスで示す授業形態に応じた適切な方法のいずれかにより，又はこれらの併用により行うものとする。

3 成績の表示は次のとおりとし，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とし，合格した者に所定の単位を与える。

評価	評 点	学修到達度との関係
秀	90点以上	学修到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している
優	80点以上90点未満	学修到達度が優秀な水準で到達目標に達している
良	70点以上80点未満	学修到達度が良好な水準で到達目標に達している
可	60点以上70点未満	学修到達度が到達目標に達している
不可	60点未満	学修到達度が到達目標に達していない

4 前項の規定にかかわらず，正当な理由なく授業の出席時間が授業時間の5分の4を満たさなかった授業科目については，原則として不合格とする。

5 前2項の規定により不合格となった授業科目については，次年度以降に再履修することができる。この場合，当該授業科目については，第4条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

6 成績は，原則として当該学期末までに確定する。

(追試験)

第8条 所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は，原則として行わない。ただし，病気その他特別の理由により，やむを得ず試験を受験できなかった学生に対しては，その願い出により追試験を行うことがある。

2 前項の規定により追試験の受験を希望する学生は，原則として該当科目の試験開始前までにその事由を該当科目の担当教員に申し出るものとする。

3 前項の規定により申出をした学生は，原則として該当科目の試験終了後1週間以内に，別の定める様式により追試験願を該当科目の担当教員に提出し，食産業学研究科長（以下「研究科長」という。）等の承認を得なければならない。

4 追試験の実施日時等は，該当科目の担当教員がその都度決定する。

(再試験)

第9条 試験（前条に規定する追試験を含む。）を受験して不合格となった学生及び第7条第3項の規定により不合格となった学生に対する試験（以下「再試験」という。）は，原則として行わない。ただし，研究科教授会が必要と認めた場合は，この限りではない。

2 再試験の実施日時等は，該当授業科目の担当教員がその都度決定する。

3 再試験における成績の評価は，原則として可を上限とする。

(不正行為)

第10条 第6条第1項及び第2項に定める試験において不正行為をした学生に対しては、当該学生がその期に登録しているすべての履修科目の成績評価を不可とするほか、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行う。

2 授業の出席に関し虚偽申告を行った学生に対しては、当該科目の成績評価を不可とするほか、その不正行為の状況により、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行うことができる。

(学位論文仮題目の届出)

第11条 学生は、学位論文（修士の学位を申請しようとする者は、学位論文又は特定の課題の研究成果。以下同じ。）を執筆しようとする年度の4月末日までに、学位論文仮題目を研究科長に届け出なければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第12条 学生は、研究科長を経て学長に学位論文を提出し、論文審査の申請を行う。

2 学生は、博士論文を提出する前に指導教員の承認を得て、別に定める予備審査を研究科長に申し出なければならない。

3 学位論文の審査及び最終試験については、宮城大学学位規程（平成21年宮城大学規程第37号。）の定めるところによる。

(学位論文、最終試験の評価及び判定)

第13条 学位論文及び最終試験の成績については、第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 学位論文は、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 二 最終試験は、合格、不合格とする。

(修了要件)

第14条 博士前期課程を修了するためには、2年以上在学し、第2条別表の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については1年以上在学すれば足りるものとするができる。

2 前項の場合において、学位審査の論文をプロジェクト研究の成果に代えることができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、大学院学則第34条の規定により本学大学院の他の研究科の授業科目を履修して修得した単位並びに大学院学則第35条の規定により他の大学院における授業科目を履修して修得した単位及び大学院学則第36条の規定に基づき入学する前に修得した単位を当該研究科において修得したものと認定された単位については、別に定めるところにより、修了要件単位数への算入を認めることがある。

4 博士前期課程においては、大学院学則第37条第2項の規定により、入学する前に修得した単位を当該研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科教授会の議を経て、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第2編教育 食産業学研究科履修規程

- 5 博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、第2条別表の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については大学院学則第38条第2項の各号に定める年数以上在学すれば足りるものとすることができる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、この規程の改正の前日において在学する学生に対する専門分野、授業科目、配当年次、単位数、必修選択の別及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院食産業学研究科履修規程は、平成29年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (R2.11.25 第167回理事会)

- 1 この規程は、令和2年11月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (R3.2.24 第171回理事会)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者（施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (R6.2.28 第208回理事会)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第2編教育 食産業学研究科履修規程

別表

食産業学研究科食産業学専攻前期課程（前期2年の課程）

区 分		授業科目の名称	開講 年次	単位数			必修 選択 の別	隔年 開講	備 考			
				講 義	演 習	実 験・実 習						
導 入 科 目	共通	食産業学研究特論	1前	2			必修	毎	※のどちらかを選択必修			
		食産業学演習 A ※	1・2前	2			選択	毎				
		食産業学演習 B ※	1・2後	2			選択	毎				
専 門 科 目	共通	栄養機能科学特論	1・2前	2			選択	隔	6科目から2科目4単位 を選択必修			
		食産業生物工学特論	1・2前	2			選択	隔				
		食感性工学科学特論	1・2前	2			選択	隔				
		フードシステム特論	1・2後	2			選択	隔				
		食産業政策特論	1・2前	2			選択	隔				
		データサイエンス特論	1・2後	2			選択	隔				
	食品イノベーション領域	食品 ジ ビ ジ ネ ス マ ネ	フードサービス特論	1・2前	2			選択	隔			
			食料経済特論	1・2後	2			選択	隔			
			食品マーケティング特論	1・2後	2			選択	隔			
			食品企業経営戦略特論	1・2前	2			選択	隔			
			投資・企業評価特論	1・2前	2			選択	隔			
		食品 技 術 開 発	食品開発学特論	1・2前	2			選択	隔			
			微生物工学特論	1・2後	2			選択	隔			
			食品素材加工特論	1・2前	2			選択	隔			
			食品安全マネジメント特論	1・2前	2			選択	隔			
			調理科学特論	1・2前	2			選択	隔			
		農 環 境 イ ノ ベ ー シ ョ ン 領 域	生物生産	地域農業戦略特論 **	1・2前	2			選択	隔	**は生産環境分野 でも実施	
				アグリサイエンス	1・2前	2			選択	毎		
				アニマルサイエンス	1・2前	2			選択	毎		
				作物・園芸生産特論	1・2前	2			選択	隔		
	植物機能開発特論			1・2前	2			選択	隔			
	動物生理機能特論			1・2後	2			選択	隔			
	資源循環型畜産特論			1・2後	2			選択	隔			
	植物生産環境特論			1・2前	2			選択	隔			
	水圏生物生産科学特論			1・2後	2			選択	隔			
	生産 環 境		農地水利環境特論	1・2前	2			選択	隔	**は生物生産分野 でも実施		
			多面的機能特論	1・2後	2			選択	隔			
生産環境情報特論			1・2前	2			選択	隔				
資源循環システム特論			1・2前	2			選択	隔				
地域農業戦略特論 **			1・2前	2			選択	隔				
総合科目			インターンシップ	1・2前			2	選択	毎		プロジェクト研究Aと Bまたは食産業学特別 研究AとBのいずれか を選択必修	
			プロジェクト研究A	1・2前		4		選択	毎			
			プロジェクト研究B	1・2後		4		選択	毎			
		食産業学特別研究A	2前		4		選択	毎				
		食産業学特別研究B	2後		4		選択	毎				
単位数合計(38科目)				66	16	2			修了要件単位数 30単位以上			

※隔年開講:「隔」は隔年に開講する科目,「毎」は毎年開講する科目です。

第2編教育 食産業学研究科履修規程

別表

食産業学研究科食産業学専攻博士後期課程（後期3年の課程）

区 分	授業科目の名称	開講 年次	単位数			必修 選択 の別	隔年 開講	備 考
			講 義	演 習	実 験・ 実習			
基本科目	食産業学研究法	1 前	2			必修	毎	
	食産業オミクス論	1 前	2			必修	毎	
	サイエンス・コミュニケーション	1 後	2			必修	毎	
	食産業とグローバル化特論	1 前	2			選択	毎	
専門科目	食材生産特論	1 前	2			選択	毎	
	食品加工特論	1 前	2			選択	毎	
	食農環境特論	1 前	2			選択	毎	
	食産業経済経営特論	1 前	2			選択	毎	
	食材生産特別演習	1 後		1		選択	毎	
	食品加工特別演習	1 後		1		選択	毎	
	食農環境特別演習	1 後		1		選択	毎	
	食産業経済経営特別演習	1 後		1		選択	毎	
特別研究	食産業学特別研究	1～3		6		必修	毎	
単位数合計（13科目）			16	10				修了要件単位数 16単位以上

※隔年開講：「隔」は隔年に開講する科目，「毎」は毎年開講する科目です。